

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川一・三・南千住一・五丁目地区における老朽木造建築物の権利者調査及び各戸訪問業務委託	No.5200376
工（納）期	令和6年2月29日	
契約締結日	令和5年4月18日	
契約金額	推定総額 9,167,400円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会 (法人番号：1011505001547)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	総価契約	

## 業者選定理由書

件名	荒川一・三・南千住一・五丁目地区における老朽木造建築物の権利者調査及び各戸訪問業務委託
指名業者 (案)	名称 一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会 所在地 荒川区西日暮里5丁目20番4号 鈴木ビル 代表者 代表理事 馬籠 良英
特命理由	<p>本件は、令和3年度に実施した荒川一・三丁目、南千住一・五丁目における、各戸訪問業務の結果を踏まえ、権利者関係を調査し、権利者等に不燃化特区制度の周知及び建替え等の意向確認を目的として、各戸訪問業務等を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記協会を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記協会は、区と「不燃化特区における建築物の建替え及び除却の相談に関わる協定」を締結しており、「不燃化特区専門家派遣支援制度」において区との協力体制を構築している。</p> <p>② 上記協会は設計事務所が多数加盟していることから、有資格者を迅速に手配することができ、建替え等に係る専門的な対応ができる。また、これまで町屋・尾久地区及び荒川二・四・七丁目地区のほか、当該地区においても、各戸訪問業務を受託してきたことから、区民が建替え等について相談しやすい土台づくりができており、効率的かつ円滑な業務の履行が可能である。</p> <p>以上のことから、上記協会を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)